

大津弘報 1965-9



子牛馬品評会 一等 黒竜号 (矢野川 因呂丸文雄氏所有)

第五回大津町議会臨時会開催

第五回大津町議会臨時会は七月二十九日(木)午前十時より大津町議会議場に招集され開会と同時に西本議長より会期日程を諮り、本会期は時に災害関係の予算があり会期は三百間と決定。其の後引き続い坂本町長より提案理由の説明があら各議案に対し質疑応答がくり返され各議案を所管の委員会に付託され左記の日程に従い全議案を審議し其の結果は次の通り決定されました。

本会期の会期日程

七月二十九日(木)	本会議及委員会	午前十時
会期決定、議案上提出案理由説明	質疑	委員会付託
経済委員会 災害個所の現地調査		
七月三十日(金)	委員会 災害個所の現地調査	午前九時
建設委員会 災害個所の現地調査		

総務文教委員会

議案の審議

七月三十一日(土) 本会議 午前十時 議場

各常任委員会委員長報告 議案審議決定

本会期の上提出議案は議案第三十九号より第四十二号までありその主なるものを拾つて見たら次の通りであります。

- ①大津町立小学校特設ブール使用料徵収条例の特例に関する条例の制定について
- ②町立大津中学校五十米公認ブールの設置及び使用料徵収に関する条例の特例に関する条例の制定について
- ③大津町一般会計補正予算外一件でした。

農業構造改善事業

町の推進態勢も着々強化

本年度当初、計画地盤の指定を受けました本町の農業構造改善事業は、その後、推進委員会並びに推進協議会の設置等、推進態勢も着々と強化致しつゝ四十一年度実施と事務局もすべての準備を進めておりますが、何分にもこの事業は初期的のものであり且地元負担額など相当の費用が必要であると思ひますので、実施えの構想は更に充分打合せを致しました上で、決定いたしたいと思つております。

すでに事業推進の目的をもつとして、去る八月十七日推進協議会及び本町議会経済委員会合同により、現在事業を実施致しております甲佐町及び矢部町の視察を致しました、両町共によく本町とすべての点で似かよつた地域であります、事業等も大いに学ぶ處があつたと思つております。

ところで今後の事業推進と致しましては、八月下旬から九月にかけて、推進委員会を開催し、地盤の選定を致しますと共に、指定希望地域については直ちに部落座談会等を催し、最終的に地域の決定をする予定であります。引き続き事業実施の細目について、参加農家との取りきめを行い、万全の準備を致すつもりでありますので、今後の事業推進にあたりまして、関係農家では、積極的に御協力下さいますよう御願い致しておきます。

尚今後の事業推進の状況につきましては、毎月弘報をもつてお知らせを致します。



台風十五号の爪跡

▼農作物の被害は特にひどい▲

さきに県下をおそつた台風十五号は、各地に大きな災害をもたらしましたが、当町も、かつてみなかつたような被害を受けました。中でも特に農作物に与えた被害がかなり大きかったです。	栗 梨 桑 その他 計	五〇ヶ 一ヶ 一〇〇ヶ 二〇〇ヶ 一一七、一二五万円
被災を受けられた農家のみなさんには、これら災害による被災を少しでも取り返すため、懸命に努力をされています。	学校災害 計	六、〇〇ヶ 三割 一二七、一二五万円
学校、公営住宅被害の推定額が、このほど次のようになります。	内小学校 岩坂小学校 大津中学校外九校五〇万 計	八〇万 五〇万 百八拾万円
作物名	被害面積 被害金額 被害程度	五〇〇ヘクタール 六七、五〇万円 三割
水稻	陸稲 陸稲 たばこ たばこ 一五ヶ	四〇〇ヶ 一八、〇〇ヶ 二一、〇〇ヶ 三割 七割
三、公営住宅災害 鐵治ノ上住宅団地外団地の屋根及各種被害額 四、若草学園 計	三割 三割 三割 二〇万円 九十五万円	三 三 三 百八拾万円

九月十五日は「老人の日」です おとしよりに暖い思いやりを

町にも若い人達が次第にへつておとしよりが多くなり

又老人のあわせということがやがて自分達のものとしてやつてくることにも気づかれるでしょ。

老人の占める役割が重要になってきましたが、老後のくら

しそうしあわせに」という老人福祉活動も、昨年八月老人福

祉法ができて以来次第に活発になってきました。

昔は子が老後の親の生活を見るということは敬老の名

のもとに当然のこととされていましたが、混乱した戦後は

若い人達にそうした気運が見られない時代もありました

然し時代の移り変わりについて若い人達の老に対する考

え方も次第に良い方向に進んでよろこびしいことだと思います。

今静かに私達の今日を振り返つて見るときそこには私達に対する親の暖かい愛情が誰にも感じられるのです

「おとしよりの日を機会に家族全部で考え直し明るい家庭づくりにつとめましゅう。

黄色い血の恐怖

きれいな血を献血しよう

この頃交通事故や工場災害など非常に増加し又外科手術も発達して保在血液の需要量が急激にふえてきました。そして親類や知人間の輸血では間に合わなくなり失血による血清肝炎など黄色い血による影響が重大な社会問題となっています。
 町でも三月採血車「しろは」と号をもんで第一回の集団献血をしましたが県内だけでも年間一万立が必要とするのに現在献血によるきれいな血は一〇%にも達していません。県でも年間需要量の三分の一に当る二八〇〇立を目標に一人一〇〇cc一万四千人の献血を予定して全員的な運動が計画されています。自分自身の為預けるつもりで又町民に必要な血液は町民の血でという考え方で稼い人類愛社会愛の精神を広く事業所、学校そして市民こそつてこれを發揮し実のある運動になりますよう御協力下さい。
 私達一人一人がみんな問題として積極的にこの運動に参加することにより「黄色い血の恐怖」はなくなります。尚近く献血の申込をお願いしますが皆様方の御協力を心からお願い申上げます。

十月一日は国勢調査

——忘れずにボクも書いてね 国勢調査

今年の十月一日に、全国いつせいに國勢調査が行なわれます。

國勢調査は、國のもつとも基本的な統計調査で、全國は、もちろん都道府県、市町村ごとの人口の大きさや男女、年令、職業などの人口構成を明らかにするため、五年ごとに行なわれています。

國勢調査の結果は、國や都道府県、市町村などが、教育、住宅、求人求職、環境衛生、地域開発、交通など、いろいろな問題の対策をたてる場合に欠かすことのできない資料となります。たとえ新しく学校をたてたり、保健所を作ったり、職業訓練や職業紹介の仕事を計画する場合にも、住民についての正確な統計が必要になつてします。

とくに最近、就職や出稼など農村から都市へ移動する人がふえていますので、市町村の人口の大きさや男

女、年令、職業などの構成がかなり変つて来ていると考えられます。國勢調査は、これらの実態を明らかにします。

各家庭には、九月二十四日から、國勢調査の調査員がおうかがいして、調査票への記入をお願いすることになります。
 國勢調査は、九千八百万人のぼると予想される日本の全人口を、全國いつせいにものれなく調査する大規模な調査です。この調査を完全に実施するためには、皆さん方のご理解とご協力がぜひ必要です。
 又くりかえして申し上げるまでもなく、統計調査の内容は税金などとは決して関係がありませんので来る十月一日を期して行なわれる國勢調査では、もれなく調査票にご記入下さるようお願いします。

養蚕を農業から守りましょう

大津町の養蚕は、すでに本年桑園面積一〇七ヘクタールをこえ、飼育農家も三〇〇戸を数えるようになり、県内でも有数な新興主産地として、各界にも大きく期待されている地帯であります。

町では、拡大した畑を有する本町の特性と、養蚕の将来性など充分に考え、更に普及奨励を拡大して行く方針であります。

ところで、この養蚕振興上の問題点となつて、煙草と農業による障害は、みなさんが御承知のとおりであります。が町では、これら養蚕に対する被害防止のため、去る八月上旬たばこ、養蚕協議会を催しまして、たばこの残渣処理などにつき、協議をし、煙草による養蚕の被害がおこらないよう申し合せができたわけであります。

以上のように、養蚕に対するたばこの被害防止については、両者において充分関心がもたらされ、注意が行き届いていると思われますが、ここで、問題となつておりますのは、一般作物に使用する農薬であります。しかも、最近の農薬は、多種多様にわたり、種類もさへ、また持続効力等についても相当長期のものもあり、一寸とした不注意により、桑園に被害を与えた場合には、一時期は使⽤出来ない等の実例もあるようです。

このような状態の中で、私共が考えなければならぬことは、一般作物の病害虫防除もこれまた大切な事でありまして、隣接桑園に関係なく、適期に、而も、安上りで効力のある農薬が使用される事は、一般的の常識ではなくらうかと思います。

県におきましても、この種の問題につきましては、養蚕振興上の問題点として取上げ、養蚕業者、農業を使用する側との協調協議会を設け、この種の被害がおきないよう対策が講じられてあります。

当町におきましても、当町養蚕振興上の問題としまして、検討致しておりますが、何分にも一般農作物の農薬

使用については、法規上の規制措置等なく、只農家相互

の互譲精神によるほか、解決の道はないのであります。農家全体の御理解をお願いするわけであります。そこでこれから飼育されます初秋蚕、晚秋蚕等とせり合う、一般農作物の病害虫防除の農薬散布については、次のように致しましよう。

一、隣接桑園の附近に撒かる農薬は、できるだけ水和剤を使用しまいたい。

二、隣接桑園附近の農薬散布は、出来るだけ朝夕の無風時に行いましょう。

三、桑園栽培農家は、桑園に隣接する一般農作物の被害状況などを常に観察し、当該農家に対し、農業の使用時期、農業の種類等について問合わせ、被害を察しないように懇請いたしますおきましよう。

四、それ外、それその一寸した注意により、桑園も一般農作物の農薬による被害や、摩擦はさけられるものと思います。

養蚕と農業の問題は、農家相互の互譲精神にて解決しますよ。

▼大津小学校屋内体育館 改築補助の内定▲

大津小学校の教室、管理棟、宿直室等は予定通り着工と工事が進み十一月の完成が見込まれております。

屋内体育館、講堂も今度国庫補助が内定したために、九月から着工、来年三月には完工の予定です。

これで城東地区随一の新校舎が出来上り、よりよい教育環境でよりよい教育の効果が期待できることに対し、心から感謝いたします

教育委員会

基本選挙人名簿調製についてお願ひ

昭和四十年十五日現在の基本選挙人名簿を左記により調製しますので選挙権のある方は、もれなく今回配布される調査票に該当事項を記載して提出して下さい。

今回の調査票によつて、調製する基本選挙人名簿は今年の十二月二十日から、昭和四十一年十二月十九日までに行われる選舉に使用するものであります。

選挙資格のある方は、「一人もあれなこの調査票を定められた期日までに必ず提出して下さい。」

一、調査票は嘱託員又は組長を通じて各世帯に配布され

ます。

記

一、各世帯では、それぞれ選挙権のある家族全員（病気療養のため入院中の者、同居人、雇人等）男女別に記入の上九月二十日までに、嘱託員又は組長に提出

して下さい。

二、各世帯では、それぞれ選挙権のある家族全員（病気療養のため入院中の者、同居人、雇人等）男女別に記入の上九月二十日までに、嘱託員又は組長に提出

して下さい。

三、嘱託員又は組長は担当区域内居住者の調査票を取り

まつめ九月二十二日まで役場総務課運管係まで御届け願います。万一怠つてこの調査票を提出されない方

は、選挙のさい、投票が出来ない事がありますので

念のため申し添えます。

四、有資格者は次のとおりであります。

（昭和四十年十二月二十日現在で満二十才以上の者
（昭和二十年十二月二十日まで生れた者）
時間一般教養三六時間その他五四時間となつており、講師も町内外各地より専門家を招き、充実した内容にしてと学級生一同張切つていてる

（2）昭和四十一年九月十五日現在で引続三ヶ月以上本町に居住している者（昭和四十年六月十六日以前から）

五、資格のない者は次のとおりであります。

（3）禁酒者、禁固以上の刑に処せられその執行を終るまでの者、及び選挙に関する犯罪に因り、選挙権を有しない者

六、（1）毎年度調製される基本選挙人名簿は、各世帯から提出された調査票により十月三十一日までに調製を終り十一月五日から十五日間役場において候覧に供することになつております。

（2）選挙権は、基本選挙人名簿に記載又は調製があると認めるときは、候覧の期間内に、文書で選挙管理委員会に異議を申し出ることが出来ます。

（3）大津町に転入して九月十五日現在で住所要件が三ヶ月に満たない、資格のない人は十二月二十日以後補充名簿登録の申出書提出して下さい。

十二月十九日までに申出をされた、補充名簿登録

申出書は十二月十九日までに行われる選挙に使用

されるものであり、今回調製の基本名簿には関係ありませんので、十二月二十日以後新たに補充名

簿登録の申出書の提出が必要であります。

大津町選挙管理委員会委員長 田井茂清

地域の希望に即する青年学級運営の充実と振興を目指して九月九日より毎週木曜日午前八時半より午後五時まで全日制で開講される明年の三月末まで、營農科目九〇

時間一般教養三六時間その他五四時間となつており、講師も町内外各地より専門家を招き、充実した内容にしてと学級生一同張切つていてる

一般教養Ⅰ時事、町政、家庭生活

町中央青年学級（男女） 毎週木曜日 全日制で開講

當農・畜産、果樹、蔬菜、經營
家庭・和洋裁、料理、生花、茶道
R・ヨーラブ、体育



山のギヤング「猪」出没

猪犬の導入も早期に実施

大津町では外牧万亩で、一時農作物に被害をあたえておりました猪も、近年になり瀬田裏慈岳山麓に移動しましたようでありまして、特に本年は相当数の猛獣が瀬田裏から慈岳山麓農地に出没し、農作物に被害を与えている模様であります。被害最甚では対策について陳情されていました。

町では、直ちに地区内狩猟者の獵期外獻捕殺申請等手続を致しておりますと共に、本年度猪害対策事業として取上げている猪犬の導入等も、早期に実施する予定であります。

ところで、このよくな町の対策と相まち、農家のみなさん方にも出来る限りの方策により、猪害から農作物をまつてもらいたいと思います。

猪は嗅覚の鋭敏な動物です。その特性を利用して、よく出て来るよくな農地に、農薬類の撒布する（特に臭いの強いもの）又網を農地周囲に張り、空籠など音のするものを網に連結する等、創意工夫致しまして収穫を目前にした大切な農作物を保護して下さい。

懐かし！ 地づき音頭の催し

恒例の地蔵祭が八月二十四日行われ、町内各所に「子供安全成長祈願」の地蔵尊が祭られ、盆花、作り物、舞踊万才等の行事の中に本年は特に、初のことろみとして肥後古か伝わっている、地づき音頭が町内の援伝者によつて大津小学校庭において披露された。

町中に調子乗けとことあざやか、鈴の音高く「ニイト、ニイト」は約三千人の聴視者になつかしき思い出をよみがえらせた。

この盛況に大津町商工会では来年度からは更に町内各地のかくれた有志によって地づき音頭の美声競演を催し将来遣し続けるとのこと。御支援下さい。

尚御出演は次の方々でした 陣内 上岡静雄 小林 豊國豊次郎 岩坂 埋田政巳 岩坂 山木茂治郎

お知らせ

民踊教室

一、日時 九月十七日より毎週金曜日

二、場所 大津中央公民館

夕食後のひとときなどなも気軽ににおいて下さい

大津民踊会

八月二十五日 引水子供会 五〇〇円
二十七日 下町子供会 一〇〇円
三十一日 吐子供会 二四八円

何れも地蔵まつりおさい錢を予託

大津町善意銀行予託

子牛馬連合品評会

本年度の子牛馬生頭数は馬二三〇頭、和牛で約八〇〇頭が見込まれていますが昨年に比し本年は生産頭数が多く九月一日開催された子牛馬連合品評会には各分区の品評会で一等選抜の優秀子牛馬約六〇頭、子牛は二等まで選抜の約三〇頭がそれぞれ勢揃いし、大津町生産子牛馬の真価を益々高揚することになります。尚当日は大方の参觀があつたと思いますが、今後町の畜産振興事業の中では資質の向上をはかる事を重點として、特に本年は優良種の導入等については賄助成等を致す事にしておりまして、家畜の生産地としての生産頭数の増加と共に優良種畜の繁殖を致しましよう。

社会福祉協議会寄附金

七月三十一日

一〇〇〇〇円

中陣内

吉田政治殿

亡母カガ殿の寄附

若草学園だより

キャンプ日記

おかあさんの法律 赤ちゃんの法律

七月二九日男児二名一泊三日のキャンプ(地獄)に出発一〇時(分)最年少(五才)が殿で全員到着 早速テント村が出来る

若草テント村の開村式 大きな日章旗と学園旗が松林に翻える。

蝶が鳴く山あり牧場あり出湯は趣を異なる地獄玉玉あり全く別天地である。金児、水を運ぶ児あり、食器洗う児あり、調理する児あり、金児が能力に応じ力を合せてよく動く。生れて始めて経験することばかり児童等嬉々として楽しむ。

二日目のキャンプファイアには歌をホテらせながら合歌やゲームを楽しむ。

三日女児二名キャンプ設営地へ出発朝児の出迎えるうちに到着教会のあと男児延年前三時下山早速夕食の準備にかかる。女児の上学生は腕の見せ短とサスガ手さばきが上手肝心なところは先生がみている。青空の下で松風を聞きながらの食事は実に楽しい、どの顔もニコニコ

二日目ニギリ飯を持つて草千里へ草原地帯をドンドン歩く道標を見落し火口が目届く地点まで来ていて驚異、達者な児七名が火口まで登山する。

一日午後三時閉村式五日間の松林に翻えた日章旗学園旗は静かに降納される午后三時下山

○キャンプの目的である
克力 団結協同 友愛 精神の涵養に充分役立てる

米園者

相馬文人殿

残り児六名戸馳海水浴(一泊三日)へ招待

第七分団子供会のみなさん 金一封

ご芳情誠に有難うございました 國長

この頃私達人間生活につながる法律がいくつもできましたが今度母子の健康を高めるための母子保健法が成立しました。

母子が健康であることは児童健全育成のもとであり家庭

平和の中心をなすものであります。が暮しよい世の中をつくる為のわが国母子保健対策としては欧米に比べるとかなり遅れているといわれています。

これまでの母子保健対策としては保健所法又は児童福祉法によつて妊娠婦健診断や一才になった時に乳児の健診診断を実施していまだが町では独自に全国でも例が少ない乳児の三ヶ月及び六ヶ月健診を行ない乳児の発育向上をはかる。方妊産婦に対しては正しい家族計画や離乳指導を行なつています。

新しくできた母子保健法では母性や乳幼児はどうして大事にしなければならないかいう原理を明らかにし母性も進んで妊娠出産育児についての正しい理解と健康の増進につとめ又国と県市町村では母子の保健が向上するような仕事をしなければならないことになつています。

今度法律がでても妊娠届出などは從来どおり役場に届出ることになつております。大きく変わった点はあります。が低所得世帯の妊娠婦や乳幼児に対してはミルク等の栄養を町で与えることになり母子保健施設としての健康センターハウス市町村では作るようし乳幼児や妊産婦の保健指導を行なうよう法律に規定されています。

この法律は未だ八月に出来たばかりでこれからその内容がよくなつてくると思いまが私達国民のための法律としてみんなで実のある法律につくりあげましよう

尚この法律のねらいであつた母子保健の事業主体を國や県から市町村に移すといふ政府の案は修正されています

秋播牧草の播種は早急に

適地適作肥料タツブリ

当町草食家畜の飼養頭数は逐年増加し、特に家畜導入利子補給事業後に於いて急速な伸びを示し、これに伴つて当然ながら飼料作物の栽培面積も増加し最近二ヶ年間において一五〇ヘクタール(町歩)から三〇〇ヘクタールに及んでおり經營の合理化、所得の増大が期待されます。本年も秋播牧草の播種の時期になりましたが、適地適作はもとより、肥料をタツブリと共に反収の増大を計ります。最近の作物現況による単播牧草の態勢が多く受けられるが、多頭飼育農家においては相当量の交付面積が必要であり、省力栽培、栄養管理のバランス等考慮して数種混播の作付栽培を推奨したい。

併しながら耕作面積の都合により一品種により各々の特性を生かした草種を取入れる場合があると思われるがでける限り苦草(赤クローバー、ラジンクローバー類)、禾本科(イタリアン、オーチヤード類)等の少數混合栽培が合理的であろう。当町の土壤は既に御在じの通り火山灰土壤が多く從つて播種にあたつての施肥については炭カルの施用が必要であり、一〇アール当たり一〇〇kg程度と共に堆肥を充分使用する様努めましょう。

混播牧草栽培施肥基準は一〇アール当たり堆肥1,000kg、疏安一五二〇kg、過石200~250kg、塩加四五六kgであり、草地用肥料六号使用の場合四五~五〇kgあります。

台風後の果樹の管理はこのよう

八月上旬の十五号台風は、当町の農作物にも、相當の被害をもたらしましたが、中でも、果樹類に与えた被害が一番大きかつたと思います。氣象台の予報では本年は今後引き続き九州方面に襲来する可能性が強いとの事であります。が、十五号台風並に、今後襲来するかも知れない台風後の果樹の管理については、次のような方法で致しましよう。

四、枝を防ぐために、枝幹に石灰乳を塗りましょう。
四、みかん(カイヨウ病、ソウカ病)ふどう(カツバ、パン病、パン病)なし(コクハニパン病、クロホシ病)かき(タンソ病)くり(ドウガレ病)などの発生のおそれがあります。

葉が枯れたり落葉したりしたものは、病害や虫害からの侵入、また延が考えられますので、それぞれの薬剤散布を致しましょう。

五、被災の大きさなどは、尿素の葉面散布、その他果樹でも衰弱のひどい樹には、樹勢回復のため、葉面散布をまつて切断し、切口にはフジロウ、ビニロウなど、塗布して保護しましよう。

二、樹木の倒伏したのは、すみやかに引起して、支柱を与えて固定し、根掘によつて出来た穴には土寄せを行ひ、早めに定着をはかりましょう。

三、みかん、もも、くりなどで落葉のひどいものは日焼



全国勤労青少年代表者会議に出席して

光水敏代

八月十二日より十六日までの五日間、国立御殿場青年の家にて、会議が行なわれた。講題として、現在の職業、職場などの生きがいを感じているか、またどのような悩み苦しみをもつていて、勤労に従事する青年は余暇をどのように活用すべきか。又これと関連てグループ活動、学習活動などをどのようにして進めていけば良いか。

この二つの講題を五つの分科会に分け、自分の体験にもとづいて、意見交換をした。

一、農村における青少年の減少

二、後継者の育成

三、農村に残っている封建制

四、農村の近代化

五、農産物価格の安定

以上五つの問題を青少年が懸念する原因、農村の生活をどう改善していくか。また封建制をどのように打破していくか。余暇とはどうものか等細かく分け、意見交換をした結果、大体次のようなまとめが出来た。

老人ホームを慰問された方々

- 一、八月一日室二丁目中老年岩上マサ、石原光枝、大塚マス、田村サダメ、岩本玉枝、横田チツ、南部忍老人ホーム入口道路清掃奉取
- 一、八月一日大津町墨部忍懇意間煙草多數
- 一、八月十日十三回目介会代表大塚幹雅外十九名外庭清掃
- 一、八月十一日役場職員組合難波三十三冊
- 一、八月十一日本町一丁目岩明懇意間タオル五枚
- 一、八月十一日引水中学校供養高村照子、野田照野、東秀美、橋本はるみ懇意間ナリ紙、梅子、茶、野菜、タマゴ、セブン
- 一、八月十八日全産交大津支部渡辺鉄外運転手、車掌二〇名慰問演芸正中、萬子、プラウス、石ケン、茶、雜誌多數
- 一、二十四日上鶴山田栄蔵、田中喜市慰問萬子正中外御来園いたしまして又御芳情こもるお土産沢山に有難うございました

農村の将来方向としては近代化に向つては事実である。また農村青年が都市に集中し減少しているという姿は、大きな日本のあり方から見れば、決して悲観的なものではない。

現在の経済現象から見れば、他産業にみりよくを感じるかもしれないが良く考えれば他産業には、農村に発見される自主性、創造性が少ないのではないかだろうか。心がまえがしっかりとすれば農業により大きな生きがいを出せるのではないか。

農業に対するみじめさという感から脱皮すべきである。

仕事の上でヨンプレックスは、おゝよそ無農業である

問題は生活態度の問題であり、そのためにも、グループ活動を大いに活発にして、おたがいに、力づけあう事

は大いに意義があるのではないだろうか。

私はこの研修で得た貴重な体験をもとに、家庭の中で

社会の中で青年団活動の中で希望のもてる農村づくりに微力ながら努力を続けていきたいと思う。

「光永誠代さんは岩坂青年団員である。選ばれて典代表としてこの会に出席した」

サンバウロよりの便り

四十五年の鄉愁を詩に托して

町政のお仕事でお多忙でございましょう。

先般郷里を訪問した友人の話に依りますと貴台には御病氣御療養中と承り町民の一人として御全快を心から祈り申し上げます。

私は大津草分けの七屋敷の一つで竹屋と称した旧家でしたが破産して跡方もなく離散したもので播磨大津に対し

ては夢の如き思い出のみで当時の幼な友達として名前を覚えているのは東貞夫、松岡幹三、安藤幸夫、上志羽結岩下次男の諸氏位らいであります。小学校卒業頃に居た矢護川に対する記憶は部分的に今もハツキリ覚えています。放浪の旅に出で四十五年になりますが時折り郷愁が

胸を打つ事があり先日記憶を手縫つて次の様な拙劣な歌を作つてみました。お笑納下さい。

矢護川 慶情

一、今日もお天気畠岳さんへ
映つる朝陽のうらやかさ

谷のせらぎ汲汲つて飲めば



話の広場

うつるあの娘の水鏡
二、村の鍬守の產生宮様の
赤い鳥居がなつかしい
池の藤波音のまゝに
唉けど帰らぬ人もある
三、瀬音幽しい矢護川橋で
蟹狩りした日もあつた
参しやん水車の灯りが消えりや
夜風冷たい寝待月
四、遠い由緯の親音様の
伽藍化しや田満寺

名残はない舞櫻の跡に

立てば身に涙む阿蘇おろし

先年貴所にサンバウロ新聞社が寄贈しました「熊本県人

発展史」の編集も私の郷土に対する報恩の一端であります

一九六五年八月十五日

坂本篤美謹

(原文のまゝ)

六四基の無縫仏がまつられている。

氏は終戦後アメリカより帰国され以來三十七年に後迫墓地一〇町歩の清掃奉仕をなし遂に統いて墓地内に水道施設を提供され、更に今回無縫墓を完成されたものである。

墓石は四尺五寸×一尺一寸三段の台石で、法界万靈塔と記され側面に、

皆尼供養、谷本吉沢向家共子孫ナク無縫

仏ノ散在スルヲ併合シ此處ニ碑ヲ建テ永ク供養ス

このほど後迫墓地で本妙寺玄快僧正を招いて無縫墓地が開基された。

これは西鶴岡地に住まれる谷本竹八氏(七十八才)が自費10万円余を費して完成されたもので、現在後迫墓地内

表彰を受けた真城子ども会

い。

熊本県子ども会育成連絡協議会は発足して三年を迎え
た今日、真城子ども会の日頃の功績を認められこころに
県下に表彰を受けた一校となつた。

真城小学校は校名の如く、「真の城」を築くのだと毎週の
日曜日を楽しくすると共に、六つに分けた小部落ごと
に、「道路清掃や花飾り」「お宮の清掃やふきそそうじ」と子
ども心の一筋を小さな手に鎌を持ち小人数のため一年か
ら六年までの児童が、汗と斗い、清掃する姿は誠に尊ぶ
べきものがある。

村の人から感謝されるばかりでなく、子どもの手におえ
ない仕事だと思えば親が出て応援をするかも思えば区役
という道路大修補まで発展している現状である。
これが村を明るくするばかりでなく、人と人の結びつき
となり、「お互いの言葉が『やりましょうか』『やろう』
「御苦労さんでした。」との挨拶が互いに気持ちよくか
わされ、その仕事を終った喜びはそのまま頬々に本当に心も
解けあい、「明るくなるのだ」「美しくするのだ」「築くの
だ」という気持ちや精神が充満しているのもまた頼母し

その姿、その活動を見守る学校職員も、児童の発言旺
盛な部落会にも、指導が重且つ大なるものを覚えること
もに、「村の建設に『人間形成』と高き正しい姿勢をも
つて取り組むところだ、希望と期待に花が咲くようであ
る。

まけ愛鳥週間は過ぎたが、菊池出張所林務課から組立
て果箱が(30)届けられ、最上級六年生が組立て作業し、
これを部落毎に分配し、鳥を育てることが木々にどう及
ぼすかを知り、山に登り、木々をいためぬようにと心し
ながら、設置した計画も「築く」一行事でもあり、汗の中
にその喜びは一しおであった。

わたくしたちは、こうした喜びとともに表彰に呼ばれる
ことなくむしろ表彰に恥じない今後の歩みが大事だと心
に誓い、ますますがんばって期待に添うよう努力する覚
悟でいます。

真城小教頭 松村勵志

▼税務署からのお知らせ▲

家庭用ぶどう酒を造ると違反罰金に処せられます

ぶどうの収穫期に入りました。原料となる「ぶどう」が
手軽に入手できますが、家庭においてぶどう酒を勝手に
造ることは法律で禁止されています。皆さんの家庭
にはこのぶどう酒を造つたり、貢つたり、販売しても
いけないことになりますので、御注意下さい。

も、これらの違反行為が発見されますと、造つたとき
は五年以下の懲役または五十万円以下の罰金、貢つ
たり、貢つたり、先つたり持つているだけでも一年以下
の懲役または二十万円以下の罰金に処せられます。
このように、ぶどう酒の製造は禁止されていますが、造
つてよい酒もありますので、保証飲料として大いに活用
される結果です。

混和後に発酵させたり、
アルコール分二十度未満のしようちゅうを使用した
り、

することは、いけないことになっています。くわしいこ
とにについては税務署間税課にお尋ね下さい